

バイオマスネットワークねむろ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室管内におけるバイオマス利活用の取組を促進するため、事業者と行政が連携する、バイオマスネットワークねむろ（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 ネットワークは次の事項を検討する。

- (1) バイオマスに関する人的交流や地域間交流の促進
- (2) バイオマスに関する先進的な取組・技術の情報収集とその普及促進
- (3) バイオマスの利活用を促進するための必要な事項

(構成)

第3条 ネットワークは、第1条の目的に賛同する者及び別表に掲げる機関（以下「構成機関」という。）で構成する。

(事務局)

第4条 ネットワークの事務局を北海道根室振興局保健環境部環境生活課に置く。

(見直し期限の設定)

第5条 本ネットワークは、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、ネットワークの常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会員の意見を聴いて事務局が定める。

付 則

この要綱は、平成19年 2月23日から施行する。

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表

第3条に規定する構成機関

行政	管内市町	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町
	根室振興局	
試験研究機関		北海道立総合研究機構 農業研究本部 根釧農業試験場
その他		産業廃棄物処理業者 JA 等排出事業者